

2020 年度自動車通学および 聖隷学園駐車場使用 許可者(2~4 年次生)

許可者一覧

看護学科	17N046
	18N066
	18N165
社会福祉学科	17SW02
	17SW05
	19SW19
こども教育福祉学科	19SC21
理学療法学科	17RP45
作業療法学科	19RO17

※赤文字の学生は、2020 年度交通安全講習会を受講していただきます。願書の交通安全講習会の受講日は、空欄のまま構いません。(受講必須。オンラインでの実施を予定、後日ご案内いたします。)

手続きについて

車での通学を許可された方(本学の駐車場を利用できる方)は、所定の書類を郵送してください。ただし、車や免許証、任意保険証が用意できない場合は、全て整ってから提出してください。

必要書類: ① [「自動車通学願書」一式](#) [▷※書き方見本](#)

学生サービスセンターのホームページよりダウンロードしてください。

② 以下の書類のコピー

・運転免許証 / ・任意保険証

(任意保険証は保険期間、年齢条件、対人・対物・搭乗者の補償内容が記載されているページすべてが必要です。)

③ 2019 年度自動車通学者は昨年度使用していた駐車カードを持参してください。

※すでに上記①②を提出済みの場合は費用のみ用意してください。

必要な費用

※通学制限が解除(本学に登校できるようになる)の見込みが立ちましたら納入のご案内をいたします。

年間使用料	1,500 円 × (通学制限が解除となった月~2020 年 3 月までの月数)
登録料	500 円 × (予定在籍年次分) ※新規の学生のみ

※バイクなどの通学車両登録をしていない方は登録料が必要です。

**次年度の手続きは 12 月~来年の 1 月にかけて行います。
車両通学の許可には交通安全講習会の受講が改めて必要です。**